

158

日 本 政 府

寫

長

長

大津管船二五

班

計員

1452

大津管船二五一號

昭和二十二年十二月二十四日

十二月二十四日送付

東北海運局長 橋本 政二 殿

横須賀地方復興局長  
大津管船局長 山本 信六

海軍軍所屬船隻移管に関する件通知

前題の件に關し昭和二十二年十二月二十日附二復總第二番電に依り復  
員艦第二復員艦より當部保管中の父連船兼曳船（二六・七噸）公稱一  
〇一一號は昭和二十三年一月一日以降運輸省にて保管すべきものと指  
定があつたから船隻引渡書の通り運輸省を經て運輸省に移管するから受  
領の上然るべく處置された

（別紙引渡書及現狀調査、乘員名簿添）

一務一

23 17

23 17 接受

1452

日 本 政 府

寫 送 付 先

大	青	大	仙	横	德
海	森	深	台	須	二
關	縣	津	南	賀	河
東	下	野	部	方	口
支	北	村	務	復	備
關	地	支	所	員	備
	方	所		局	局
	事				
	務				
	所				

日 本 政 府

公稱一〇一一號交通船兼曳船現狀調査(昭和二十二年十二月二十二日)

一 主要要目

(イ) 噸 數 二六、七噸

(ロ) 全 長 一七、〇米

(ハ) 最 大 幅 四、〇米

(ニ) 主 機 種 ビストン二〇四馬力

(ホ) 運 力(最 大) 約八節

二 船体及機装品

(イ) 船尾客室及操舵室の窓硝子各一枚宛破損しあり

(ロ) 船尾客室入口天井扉不具合

(ハ) 其の他は良態である

三 主 機 機

(イ) 送水管に漏水箇所あり

日 本 政 府

（四）安全金、不具合である。差當り使用に差支ない  
（五）其の他は稍良懸である

（終）

1455

日 本 政 府

別 紙

引 渡 書

舊海軍所屬補役船（交通船兼曳船）公務一〇一一號 一隻  
右舟艇を東北海運局に引渡します

昭和二十二年十二月二十四日

福須賀地方復興局長  
代 總 大 海 運 船 長 山 本 清 六

東北海運局長 橋 本 政 二 藏

日 本 政 府

官 職	職 名	氏 名	年 齢	身 長	扶 養 家 族	記 事
三級事務官	庭 長	澤 島 四 郎	三十四才	六 號 俸	四	
三級事務官	機 關 員	井 金 吾	二十二才	二十一號俸	ナシ	
三級事務官	機 關 員	進 藤 隆 五 郎	二十四才	二十一號俸	ナシ	
三級事務官	機 關 員	北 岡 隆 雄	十九才	十九號俸	ナシ	
三級事務官	機 關 員	角 張 繁 雄	二十才	十九號俸	ナシ	
三級事務官	機 關 員	大 場 春 造	三十六才	八 號 俸	九	

公稱一〇一一號榮命並に職上整備員

(一 終)

1457

日 本 政 府

大湊管第二三三號

昭和二十二年十二月二十七日

横須賀地方復員局大湊管船部

横須賀地方復員局総務部長 殿

舊海軍所屬雜役船移管書類訂正の件通知

昭和二十二年十二月二十四日大湊管第二三一號を左記の通り訂正され

た

一 東北海運局長橋本改二を關東海運局長伊藤敏行に

二 公稱第一〇一一號乗員並に陸上整備員六名を削除左記を追加

舊官職	氏名	年 齡	號 牌	扶養家族	記 事
鳴 託	白 川 兼三郎	五四才	一月二〇〇圓	三	
三級技官	祐 川 一 葵	四四才	一七號	七	
三級事務官	大 場 春 造	三六才	八號	九	

( 終 )

1457-2